

子育て世帯への加算給付のご案内

(子ども1人あたり **5万円**)

物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯への給付の加算を支給します。

給付基準日

令和5年12月1日

給付対象

令和5年度住民税非課税もしくは均等割のみ課税世帯

(低所得世帯に対する重点支援給付金「7万円」もしくは住民税均等割のみ課税世帯に対する重点支援給付金「10万円」対象世帯であること)

加算対象

18歳以下の子ども (給付金対象世帯の世帯員であること)

平成17年4月2日生まれ以降の子ども

※別世帯で養育している子どもがいる場合は、おたずねください。

手続方法

- ・ **申請書**に記載されている世帯状況に誤りがないかご確認し、加算の対象となる方(18歳以下の子ども)にチェック☑をしてください。裏面もご確認のうえ、チェック☑及び署名してください。
- ・ **確認書**中段の「確認欄」を確認後チェック☑し、世帯主氏名、確認日、電話番号(日中連絡のつく)を記入してください。
- ・ **確認書**に記載されている口座とは異なる口座への振込を希望する場合は、確認書下段に必要事項を記入し、**振込口座の写し**を添付してください。
- ・ **本人確認書類**を添付してください。
- ・ 同封した返信用封筒に**確認書、申請書、本人確認書類の写し等**を入れて上峰町役場まで郵送してください。※切手は不要です。

申請期限

令和6年5月31日(金) 当日消印有効



「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

上峰町役場 住民課子育て支援係 0952-52-7412

受付時間 平日8:30~17:15